

市長意見の提出状況

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
千葉市、船橋市、習志野市

- 2 市長意見について（内容については別紙のとおり）
 - （1）千葉市
意見あり
 - （2）船橋市
意見なし
 - （3）習志野市
意見なし

令和8年1月14日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉市長 神 谷 俊 一
(公 印 省 略)

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和7年10月8日付け環第787号により依頼のありました標記の件について、
環境の保全の見地からの意見を、別紙のとおり提出します。

(担当)

千葉市環境局環境保全部環境保全課保全活動班

電話 043-245-5141

Email kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見

【総論】

- 1 事業の実施にあたっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載されている環境保全措置を確実に実行するとともに、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 2 市民による環境影響評価に関する情報アクセスの利便性の向上及び事業に対する理解の促進の観点から、環境影響評価図書については、縦覧終了後もインターネットでの継続公表に努めること。

【各論】

1 大気質

- （１）既存施設の解体にあたっては、石綿及びダイオキシン類等の除去について飛散・漏えいの防止対策の徹底を図るとともに、具体的な方法を環境影響評価書（以下「評価書」という。）において明らかにすること。
- （２）煙突の位置及び出口周辺の形状については、準備書における予測の条件（周辺建屋との関係を含む。）が順守されるような詳細設計を行うこと。

2 生態系

- （１）緑地における植栽について、チョウゲンボウの生息や周辺の公園との連続性に配慮した計画となるよう努めること。
- （２）監視計画において、施工時にはチョウゲンボウに係る代替巢の利用状況及び繁殖状況について調査をすることになっているが、供用時においても他の鳥類も含め生息状況について把握するよう努めること。

3 残土・廃棄物

- （１）既存施設の解体時に特別管理産業廃棄物やフロンが発生することが想定される場合は、処理方法について評価書に記載すること。
- （２）場外に搬出する残土及び廃棄物について、適正処理の確保の観点から、事後調査の項目に追加すること。

船環政第2000号
令和7年12月11日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

船橋市長 松戸 徹

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
(回答)

令和7年10月8日付け、環第787号にて、依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

意見なし

<お問い合わせ>

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25

船橋市環境部環境政策課



TEL 047-436-2450 FAX 047-436-2487

E-mail kankyoseisaku@city.funabashi.lg.jp

清 建 1 1 2 号
令和 8 年 1 月 1 3 日

環境の保全の見地からの意見

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

習志野市長 宮 本 泰 介

令和 7 年 1 0 月 8 日付け環第 7 8 7 号「習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（依頼）」につきまして、意見はありません。